

金沢市商店街共同施設設置費補助金交付要綱

(昭和56年4月30日決裁)

改正 平成19年3月28日決裁

改正 平成25年3月26日決裁

第1条 この要綱は、本市の商店街の振興発展を図るため、商店街の共同施設の設置費に対する補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街 次に掲げる商店街をいう。

ア 小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者（以下「事業者」という。）が30人以上で形成されている商店街

イ アに掲げる商店街に準ずる商店街で、市長が特に認めるもの

(2) 共同施設 商店街を形成している区域内の事業者により、協同して経済事業を行うため、又は当該商店街の環境の整備改善を図るために組織された商店街振興組合その他の団体（以下「団体」という。）が設置する次に掲げる施設をいう。

ア 収益施設

イ 非収益施設

(3) 社会課題対応施設 非収益施設であって、次のアからウまでのいずれかに該当するものとして市長が認める施設をいう。

ア 市民が安全にかつ安心して当該商店街を利用することに資する街路灯、防犯カメラその他これらに類するもの

イ 当該商店街を訪れる市民の利便の増進に資するアーケードその他これに類するもの

ウ 環境の保全に配慮した太陽光発電施設その他これに類するもの

(4) 一般施設 非収益施設であって、前号に掲げる施設以外の施設をいう。

第3条 市長は、共同施設を設置する団体に毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる共同施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 収益施設及び一般施設 設置費の25パーセントに相当する額以内の額とし、その限

度額は、1億5,000万円とする。

- (2) 社会課題対応施設 設置費の35パーセントに相当する額以内の額とし、その限度額は、1億5,000万円とする。

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（昭和56年9月22日決裁）

この要綱は、昭和56年度分からの補助金について適用する。

附 則（昭和61年4月1日決裁）

この要綱は、昭和61年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成3年4月1日決裁）

この要綱は、平成3年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成11年4月1日決裁）

この要綱は、平成11年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成19年3月28日決裁）

1 この要綱は、平成19年度分からの補助金について適用する。

2 この要綱の施行の際、改正前の金沢市商店街共同施設設置費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第3条ただし書の規定に基づき補助金の分割交付を受けている者に係る補助金の交付については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成25年3月26日決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分からの補助金について適用する。